

令和6年第1回嵐山町議会臨時会会議録
目 次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
第 1 号 (4月25日)	
議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
本会議に出席した事務局職員	4
説明のための出席者	4
開会の宣告	5
開議の宣告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
諸般の報告	6
承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	6
承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	13
発議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	16
日程の追加	17
嵐山町立小中学校再編調査特別委員会委員の選任について	17
嵐山町立小中学校再編調査特別委員会正副委員長の互選結果の報告	18
嵐山町立小中学校再編調査特別委員会委員長就任の挨拶	18
日程の追加	18
閉会中の継続調査の申し出について	19
閉会の宣告	19

◎ 招 集 告 示

嵐山町告示第230号

令和6年嵐山町議会第1回臨時会を次のとおり招集する。

令和6年4月18日

嵐山町長 佐久間 孝 光

1. 期 日 令和6年4月25日

2. 場 所 嵐山町議会議場

3. 付議事件

- 1) 専決処分の承認について
- 2) 特別委員会の設置について

◎ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○ 応 招 議 員 (1 3 名)

1 番	佐 藤 弘 美 議 員	2 番	竹 内 隆 哲 議 員
3 番	橋 本 将 議 員	4 番	宮 本 大 裕 議 員
5 番	狛 守 勝 義 議 員	6 番	小 林 智 議 員
7 番	藤 野 和 美 議 員	8 番	吉 本 秀 二 議 員
9 番	青 柳 賢 治 議 員	1 0 番	畠 山 美 幸 議 員
1 1 番	川 口 浩 史 議 員	1 2 番	渋 谷 登 美 子 議 員
1 3 番	森 一 人 議 員		

○ 不 応 招 議 員 (な し)

令和6年第1回嵐山町議会臨時会

議事日程（第1号）

4月25日（木）午前10時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（嵐山町税条例の一部を改正する条例）
- 日程第 5 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（嵐山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 日程第 6 発議第6号 嵐山町立小中学校再編調査特別委員会を設置することについて
- 日程第 7 嵐山町立小中学校再編調査特別委員会委員の選任について
- 日程第 8 閉会中の継続調査の申し出について

○出席議員（13名）

1番	佐藤弘美	議員	2番	竹内隆哲	議員
3番	橋本将	議員	4番	宮本大裕	議員
5番	狩守勝義	議員	6番	小林智	議員
7番	藤野和美	議員	8番	吉本秀二	議員
9番	青柳賢治	議員	10番	畠山美幸	議員
11番	川口浩史	議員	12番	渋谷登美子	議員
13番	森一人	議員			

○欠席議員（なし）

○本会議に出席した事務局職員

事務局長	青木正志
書記	安在洋子

○説明のための出席者

佐久間孝光	町長
高橋兼次	副町長
萩原政則	総務課長
内田富恵	税務課課税担当副課長
小松英喜	税務課課税担当副課長
下村治	教育長

◎開会の宣告

○森 一人議長 皆さん、おはようございます。第1回臨時会にご参集いただきまして、大変ご苦勞さまです。

ただいまの出席議員は全員であります。よって、令和6年第1回嵐山町議会臨時会は成立いたしました。

これより開会いたします。

(午前 9時55分)

◎開議の宣告

○森 一人議長 直ちに本日の会議を開きます。

これより議事に入ります。

◎会議録署名議員の指名

○森 一人議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第120条の規定により、

第9番 青柳賢治 議員

第10番 畠山美幸 議員

を指名いたします。

◎会期の決定

○森 一人議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

会期の決定につきましては、本日午前9時30分より議会運営委員会を開きましたので、委員長より報告を求めます。

畠山議会運営委員会委員長。

○畠山美幸議会運営委員長 それでは、議長のご指名がございましたので、おはようございます。議会運営委員会から報告申し上げます。

第1回臨時会を前にして、本日午前9時30分から議会運営委員会を開催いたしました。

出席委員は、議会運営委員並びに委員外議員出席者として森議長、出席要求に基づく出席者として佐久間町長、高橋副町長、萩原総務課長にご出席をいただき、提出されます議案について説明を求めました。

本臨時会に提出された議案は、町提出議案2件、議員提出議案1件の計3件でございます。その後、委員会で協議した結果、第1回臨時会は本日4月25日の1日間とすることに決定いたしました。

会期予定並びに議事日程につきましては、お手元に配付のとおりでございます。

以上、議会運営委員会から決定しましたことをご報告いたします。

○森 一人議長 お諮りいたします。

本臨時会の会期につきましては、委員長報告のとおり本日1日限りにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森 一人議長 ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

◎諸般の報告

○森 一人議長 日程第3、諸般の報告をいたします。

初めに、本臨時会の予定及び議事日程をお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、本臨時会に提出されました議案は、町長提出議案2件、議員提出議案1件であります。

提出議案一覧表をお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、本臨時会に説明員として出席通知のありました者の職、氏名を一覧表としてお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

◎承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第4、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（嵐山町税条例の一部を改正する条例）の件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 承認第1号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

承認第1号は、専決処分の承認を求めることについて（嵐山町税条例の一部改正）の件でございます。

地方税法等の一部を改正する法律が令和6年3月30日に公布されたことに伴い、地方自治法第179条第1項の規定により嵐山町税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものであります。

なお、細部につきましては、担当副課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○森 一人議長 次に、担当副課長から細部説明を求めます。

内田税務課課税担当副課長。

○内田富恵税務課課税担当副課長 それでは、私から、承認第1号につきまして細部説明を申し上げます。

お手元の参考資料を御覧ください。今回の嵐山町税条例の一部を改正する条例は、提案説明のとおり、地方税法等の一部を改正する法律が令和6年3月30日に公布されたことに伴い、同日に専決処分をしたため議会の承認を求めるものです。

それでは、ご説明申し上げます。最初に、個人住民税関係でございます。主要な部分といたしまして、1点目は、町民税の減免について、職権による減免を可能とする規定の追加でございます。該当条文は第51条でございます。

2点目は、令和6年能登半島地震に係る雑損控除額等の特例でございます。能登半島地震による被災者の負担の軽減を図るため、災害で損失が生じた住宅や家財等の損失額を令和6年度分の個人住民税において雑損控除の適用対象とすることができる特例を設けたものでございます。施行期日は、令和6年2月21日で、該当条文は附則第5条の2でございます。

3点目は、特別税額控除、定額減税に係る規定の新設でございます。賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和し、物価上昇を十分に超える持続的な賃上げを目指すための一時的な措置として導入されるもので、法規定の新設に合わせ、令和6年度分及び令和7年度分の個人住民税の特別税額控除に係る規定の新設をするものでございます。該当条文は、附則第7条の5、第7条の6、第7条の7、第7条の8でございます。

4点目は、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例でございます。特別税額控除に係る規定の新設により、条例の条ずれ及び読替規定を追加するものでございます。該当条文は、附則第8条でございます。

次に、資産税及び特別土地保有税関係でございます。1点目は、私立学校法の改正に合わせて条ずれを改正するもので、内容の変更はございません。該当条文は第56条です。

2点目は、固定資産税及び特別土地保有税の減免についてでございます。減免を適用するには申請を原則としておりますが、要件を満たしていれば職権により減免が可能となるものでございます。該当条文は、2、資産税関係の第71条、裏面でございます、3、特別土地保有税の第139条の3でございます。

3点目に行かせていただきます。固定資産税の課税のわがまち特例の特例措置でございます。ア、特定バイオマス発電設備、イ、居心地が良く歩きたくなるまちなか創出を目指す区域に対して、課税標準のわがまち特例の特例割合を定める規定を新設するものと、こちらの新設に伴う条ずれによる改正でございます。

アの特定バイオマス発電設備につきましては、一定のバイオマス発電設備のうち、牧畜に由来するもの、または農産物の収穫に伴って生ずるバイオマスを電気に変換するものに限ることとされており

イの居心地が良く歩きたくなるまちなかの創出を目指す区域につきましては、市町村による公共施設の整備等と一体的に民間事業者等が民地のオープンスペース化や建物低層部のオープン化を行った場合のものでございます。該当条文は、附則第10条の2でございます。

4点目につきましてご説明申し上げます。認定長期優良住宅に係る特例についてでございます。認定長期優良住宅のうち、区分所有に係る住宅につきましては、減額の申告書の提出がない場合でも一定の要件に該当すると認められる場合には特例を適用できることとする規定を新設するものと、この条文の新設に伴う項ずれによる改正でございます。該当条文は、附則第10条の3でございます。

5点目です。令和6年度は固定資産税の評価替えの年度となります。適用期限が令和5年度までとされている土地の負担調整措置について、3年間延長し、令和8年度までの間、現行制度の仕組みを維持、負担調整措置の継続を行うものであります。該当条文は、附則第11条、第11条の2、第12条、第12条の3、第13条と3番の特別土地保有税関係の附則第15条でございます。

最後に、附則につきましては、第1条で施行期日を定めております。第2条は、固定資産税に関する経過措置を定めております。

以上で細部説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○森 一人議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） 1番の（2）の能登半島地震の関係なのですが、被災された方が嵐山町に住んでいると、この対象になるという理解でよろしいのでしょうか。何人くらい、いるのかどうか、ちょっと人数が分かれば伺いたいと思います。

それから、（3）の定額減税の関係なのですが、ここに書いてあるようなことで減税されるということで、ちょっとお聞きしたいのは、滞納者の方は減税の対象になるのか。特に私は、資産があって滞納しているという方に対してこういう減税はいかなものかなという疑問をちょっと持ちますので、生活が苦しくて滞納している方に対してはぜひあってほしいと思うのですが、この滞納者に対して減税されるのかどうか、伺いたいと思います。

それから、裏の（4）の優良住宅の関係なのですが、そうですか。今ご説明、項ずれだということで、もともとあった条文なのですか。ちょっと参考のために、優良住宅というのはどういう条件があるのか、分かりましたら伺いたいと思います。

以上です。

○森 一人議長 それでは答弁を求めます。

小松税務課課税担当副課長。

○小松英喜税務課課税担当副課長 お答え申し上げます。

まず最初のご質問、能登半島地震の雑損控除に該当する方はいるのかということでございます。

まず、こちらについては、確定申告により該当者を把握できるものになります。本日現在で該当者はいらっしゃらないという認識でございます。おっしゃられたように、嵐山町に住民登録があつて、例えば能登半島、当該地域に何か資産等があつて、それが今回被災されたという場合には、雑損控除を受けることができるものであるのですけれども、例えば別荘を持っていたり、そういう日常使う資産ということですので、別荘とかは該当にならないというものでございます。こちら特例で、本来、今回の災害が6年1月1日に起こったものですので、本来であれば来年の確定申告で雑損控除の対象になるものなのですけれども、特例として、ついこの前、終わった確定申告で申告ができるよと。既に申告をしてしまった方もいらっしゃいますし、これから遅れて雑損控除を受けるということは還付になるというイメージになるのですけれども、そういった、これから受けられる方もいらっしゃいます。そういったことは今現在では把握はできておりませんが、これから申告されることで人数を把握する場合もでございます。

続きまして、定額減税についてなのですけれども、まず滞納者も定額減税の対象になるのか。あと資産があつて滞納している人はいかがなのかということでございます。滞納者につきましても定額減税の対象になります。こちら所得割額を定額で減税するものでございますので、滞納の有無ということについては、うたわれておりませんので、対象になります。資産があつて滞納しているという場合でも、そこら辺の区別はされた規定はございませんので、対象になるということで、諸事情で滞納、未納になっている方につきましては、これから課税される住民税が定額でちょっと少なくなる、減額されるので、税のご負担は減ってくるのかなというように考えております。

以上です。

○森 一人議長 続いて、内田税務課課税担当副課長。

○内田富恵税務課課税担当副課長 それでは、私からは認定長期優良住宅について、分かる範囲で説明をしていきたいと思ひます。

認定長期優良住宅につきましては、長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられた優良な住宅、耐久性、安全性及び床面積等の住宅機能が一定の基準を満たすものとして、行政庁、こちら建築安全センターになるのですけれども、そちらの認定を受けて建築された住宅ということにされております。

もう少し具体的に言いますと、省エネルギー性、耐震性、居住環境の確保、維持保管管理ができる住宅、マンション等に関しましては、可変性、高齢者対策がされている建物に関して認定長期優良住宅ということにされております。

以上でございます。

○森 一人議長 ほかに。

第7番、藤野和美議員。

○7番（藤野和美議員） 今回、職権による減免が可能というのが、各税にあるわけですけれども、

これはどのようなものを想定しているのか。1点です。

○森 一人議長 それでは答弁を求めます。

小松税務課課税担当副課長。

○小松英喜税務課課税担当副課長 お答えいたします。

職権による減免について、どのようなケースということでございます。こちら、私のほうからは、町民税の減免というものに対する職権の適用にお答えいたしますが、まず町民税の減税で、その対象となる主な内容といたしましては、個人であれば生活保護を受けていらっしゃる方、法人であれば公益社団法人及び公益財団法人等がございます。このうち、長において必要があると認める場合は減免することとなっております。減免を受けようとする場合は、必要書類を添付した申請書を町長に提出しなければなりません。町長が減免に該当する事項で必要性を認める場合、こちらについてはこの限りではない。つまりは申請書の提出がなくとも、職権により減免を可能とするものでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 続いて、内田税務課課税担当副課長。

○内田富恵税務課課税担当副課長 それでは、私からは固定資産税と特別土地保有税についてなのですが、基本的には町民税と同様と考えていただいて、固定資産税につきましては、やはり貧困等の生保の方、または公益に関するものと災害等、そういった方に関して減免するものに対しての措置でございます。

特別土地保有税に関しましては、今のところ該当するものはないのですが、こちらも公益、災害等に関してについての減免に対するものでございます。

以上です。

○森 一人議長 ほかに。

第6番、小林智議員。

○6番（小林 智議員） ただいま藤野議員からも質問がありました内容なのですが、職権による減免を今回可能とすることになりました。今までは申請書方式ですから、これは誰が申請されて、どう還元するというのは、町民からの申請で管理することができる。ところが、今回、町長の職権による減免が、今の説明でも行われることになるわけですから、客観的な事実があるものは網羅的にやらないと公平性を欠くような事態が生まれるのではないかと思います。その辺に対する考え方ですね。それと、そのエビデンスをどう残される。今は申請書がありますから、本人申請を基に行政の事務が行われるのでしようけれども、職権による減免というのは、どういうふうな客観的エビデンスを残されようとしているのか、その辺について伺います。

もう一点、参考資料のおもての資産税関係の（3）、わがまち特例による特例措置、この中で特定バイオマス施設に係る固定資産税の課税標準となるべき価格について、7分の6とするというこ

とになったのですが、これに該当するものがあるのかどうか。現在、想定されているのか、それについて。

以上2点お願いします。

○森 一人議長 答弁を求めます。

小松税務課課税担当副課長。

○小松英喜税務課課税担当副課長 答えいたします。

まず、客観的事実、エビデンス、根拠についてです。例えば町民税の減免で、生活保護を受けられる方につきましては、こちららのほうで福祉課と連携しておりまして、生活保護が開始されたよという通知が回覧で回ってきますので、そういった資料に基づいて減免の処理をしております。

以上です。

○森 一人議長 わがまち特例について、答弁を求めます。

内田税務課課税担当副課長。

○内田富恵税務課課税担当副課長 それでは、私からはわがまち特例のバイオマスの関係なのですけれども、申請が出てこなければ分からない部分もあるのですが、今のところはそういった施設はないのかなという認識でおります。

以上です。

○森 一人議長 第6番、小林智議員。

○6番（小林 智議員） 職権による減免についてなのですけれども、福祉課のほうから書類が回ってきてチェックされるということで、私がお聞きしたかったのは、公平性が担保されますかということなのです。町長の職権でやるということは、今まで申請方式ですから、申請のなかった方についてはできなかったわけです。今回は職権でできることになると、そういうふうになると恣意的なことは起きないかということの公平性、そこをちゃんとこれで担保できるのかというのを聞きたかったのです。

○森 一人議長 答弁を求めます。

内田税務課課税担当副課長。

○内田富恵税務課課税担当副課長 公平性が保たれるかどうかということですが、職権でできることが可能となるということで、原則は申請というふうに考えております。どうしても現状的に出せない方とか、その事実があることが確認できる方に関しては、職権で減免をすることができるというふうに考えております。

以上です。

○森 一人議長 ほかに。

第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） この特別減税なのですけれども、4ページ、5ページ、6ページ、この条

例を読み込むと、充当できるケースが書かれて、いわゆる1万、2万返せるというケースが書かれているように受け取れるのですけれども、例えば具体的に1万8,000円でしたよと、住民税が。家族で1万8,000円でしたよと。そして、奥さんと2人いるとすれば2万円減税になるでしょう。そういったことについては、この条例では書かれていないような気がしますけれども、その辺は網羅できているのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

小松税務課課税担当副課長。

○小松英喜税務課課税担当副課長 お答えいたします。

今回の改正では、定額減税のほう、新たに申請されるものなのですけれども、先ほどのご質問で、住民税が1万8,000円ということと、あとは奥様と2人ということの設定があったかと思うのですけれども、まず住民税に関しましては1万円、こちら1万円というのが本人と妻、配偶者、同一生計配偶者プラス扶養親族につき、1人につき1万円ということでございますので、例えば妻と子どもを税扶養に取っているのであれば、その税扶養に取っている夫が3万円の定額控除を受けるものでございます。

以上です。

○森 一人議長 第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） そうだね。そのとおりだと思いますけれども、例えば3万円ですよという、その家族構成が含めてそうだったとしたときに、例えば1万8,000円だったと、その人の町民税が。そうしたときに、1人公平に1万円ずつ戻るとすれば、あと1万2,000円はどういう手だてになるのかということなのです。

○森 一人議長 答弁を求めます。

小松税務課課税担当副課長。

○小松英喜税務課課税担当副課長 お答えいたします。

大変失礼いたしました。今のケースで3万円で、税額が1万8,000円なのに、3万円が定額減税の対象だよということであると、1万2,000円が引き切れないものになります。そういった引き切れなかったものについては、調整給付ということで、給付のほうで対応することになっております。

以上です。

○森 一人議長 第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） 専決なので、そこまでこの条例が載っていないかもしれませんが、いわゆる調整給付となったときに、いわゆるその対応というのは、嵐山町役場、どんなような対応をなさっていくのですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

小松税務課課税担当副課長。

○小松英喜税務課課税担当副課長 お答えいたします。

給付のほうは福祉課が担当になるのですけれども、今日もちょっと朝から福祉のほうと、そういったやり取りがあったのですけれども、今、担当の福祉課のほうでも調整中ということになってい
ると思います。

以上です。

○森 一人議長 ほかに。

[発言する人なし]

○森 一人議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

[発言する人なし]

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（嵐山町税条例の一部を改正する条
例）の件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○森 一人議長 挙手全員。

よって、本案は承認されました。

◎承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第5、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（嵐山町国民健康保
険税条例の一部を改正する条例）の件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 承認第2号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

承認第2号は、専決処分の承認を求めることについて（嵐山町国民健康保険税条例の一部改正）
の件でございます。

地方税法施行令等の一部を改正する政令が令和6年3月30日に公布されたことに伴い、地方自治
法第179条第1項の規定により嵐山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分したの
で、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものであります。

なお、細部につきましては、担当副課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○森 一人議長 次に、担当副課長から細部説明を求めます。

小松税務課課税担当副課長。

○小松英喜税務課課税担当副課長 それでは、承認第2号につきまして細部説明を申し上げます。

参考資料を御覧ください。嵐山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の概要でございます。今回の嵐山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、提案説明のとおり、地方税法施行令の一部を改正する政令が令和6年3月30日に公布されたことに伴い、同日に専決処分をしたため議会の承認を求めるものです。

それでは、改正内容をご説明申し上げます。1点目は、国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を引き上げるものでございます。

参考資料に2つの表がございますが、まずは上の表を御覧ください。表中、項目欄がございます基礎課税額、介護納付金課税額につきましては変更はございません。後期高齢者支援金等課税額は、現行22万円を改正後24万円とするもので、引上げ額2万円となります。合計では、現行104万円が改正後106万円、引上げ額2万円となるものでございます。

続きまして、2点目は、減額措置に係る軽減判定所得の基準額を見直すものでございます。下の表を御覧ください。均等割軽減区分中、上段の5割軽減の下線部につきまして、現行29万円を改正後29万5,000円に5,000円引き上げ、下段の2割軽減の下線部につきまして、現行53万5,000円を改正後54万5,000円に1万円引き上げるものでございます。

最後に、附則につきましては、第1項で施行期日、第2項で適用区分を定めたものでございます。

以上で細部説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○森 一人議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） 後期高齢者の限度額が2万円上がるということでの提案です。24万円に達するような人はどのぐらいの所得があるのか。もし分かりましたら伺いたいと思います。

それから、下の表なのですが、均等割の関係なのですが、これを見ると7割軽減は拡大はされないということなのですが、何か理由があるのか、お聞きになっていれば伺いたいと思います。

そして、5割軽減の5,000円、これは低所得者の5割の方に、今までは達しなかった方が、この5,000円引き上がることによってその対象になるという理解でよろしいのか。2割の方もそうです。1万円引き上げることによって対象が拡大されるという理解でよろしいのか、伺いたいと思います。ちなみに人数が分かりますか。どのぐらい増えますよということが分かれば伺いたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

小松税務課課税担当副課長。

○小松英喜税務課課税担当副課長 お答え申し上げます。

まず、後期高齢者支援金等の課税額をこちら限度額を2万円上げたことについてですけれども、まず税額の限度額を2万円上げて影響する世帯数につきまして、改正前は18世帯、改正後は21世帯となり、3世帯増加いたしました。超過限度額につきましては、改正前478万9,387円、改正後は565万

1円で、86万614円増加しております。この試算につきましては、令和5年度の最終調定値を用いております。改正前より超過額に達していた方のうち、今回の2万円の引上げ額さえも既に超過されていた方に加え、税率を引き上げたことで、新たに超過限度額に達する方もいるということで増になったのかなという見込みでございます。

続いて、均等割の軽減基準所得を引き上げた影響でございます。5割軽減につきましては、基礎額を5,000円引き上げ、改正前は318世帯、改正後は323世帯で5世帯増加しております。均等割額につきまして、改正前は308万5,500円、改正後は364万1,734円で、55万6,234円増加しております。

続いて、2割軽減につきましては、基礎額を1万円引き上げ、改正前は263世帯、改正後は263世帯で変わらずでございます。均等割額につきまして、改正前は106万6,200円、改正後は125万2,285円で、18万6,085円増加しております。

ご質問の7割軽減の基準額の拡大をしなかった理由はということでございますが、大変申し訳ないのですけれども、ちょっとこちらの理由について把握しておりません。申し訳ありません。

以上です。

○森 一人議長 第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） 後期高齢者の2万円増やす分ということなのですが、この方が到達する金額は565万円ということによろしいわけなのですか。家族構成もある。家族構成はないのか。565万円の所得があると、24万円に到達するという理解でよろしいのでしょうか。ちょっと確認ですけれども。

○森 一人議長 答弁を求めます。

小松税務課課税担当副課長。

○小松英喜税務課課税担当副課長 お答えいたします。

565万円というのは超過した金額でございます。限度額に達する金額ということでございます。例えば単身60歳ということでありまして、その60歳というのは3つで構成されて、国民健康保険税3つで構成されておまして、医療分、後期分、介護分ということで、この60歳ですと介護分にも該当するので、60歳で独身、お一人ということで設定させていただきますと、お給料収入ということで限って申し上げますと1,119万4,286円、ちょっと細かいところまで出したのですけれども、この数字以上であると、今回の24万円という後期の金額に到達いたします。

以上です。

○森 一人議長 ほかに。

〔発言する人なし〕

○森 一人議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（嵐山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○森 一人議長 挙手全員。

よって、本案は承認されました。

◎発議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第6、発議第6号 嵐山町立小中学校再編調査特別委員会を設置することについての件を議題といたします。

提出者から提案説明を求めます。

畠山美幸議員、登壇願います。

〔10番 畠山美幸議員登壇〕

○10番（畠山美幸議員） それでは、発議第6号 嵐山町立小中学校再編調査特別委員会を設置することについてご提案いたします。

提案理由につきましては、小中学校再編に伴い、教育保障・地域振興・財政計画等を調査研究するため、特別委員会の設置を提案するものでございます。

それでは、裏面のところを読ませていただきます。

嵐山町立小中学校再編調査特別委員会を設置することについて

次のとおり、嵐山町立小中学校再編調査特別委員会を設置するものとする。

記

- 1 名 称 嵐山町立小中学校再編調査特別委員会
- 2 設置目的 嵐山町の小中学校再編に伴い、教育保障・地域振興・財政計画等を調査研究することを目的とする。
- 3 委員の定数 12人（議長を除く）
- 4 所 掌 嵐山町の小中学校再編に伴い、教育保障・地域振興・財政計画等に関する調査・研究
- 5 調査期限 設置の目的が終了するまでの間とする。

提出者につきましては、嵐山町議会議員、畠山美幸、小林智、吉本秀二、藤野和美、以上。

○森 一人議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○森 一人議長 ないようでございますので、お引き取り願います。

質疑を終結いたします。

討論を行います。

[発言する人なし]

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより発議第6号 嵐山町立小中学校再編調査特別委員会を設置することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手多数]

○森 一人議長 挙手多数。

よって、本案は可決されました。

◎日程の追加

○森 一人議長 ここで、日程の追加についてお諮りいたします。

嵐山町立小中学校再編調査特別委員会委員の選任についての件につきまして、日程に追加し、議題といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○森 一人議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

◎嵐山町立小中学校再編調査特別委員会委員の選任について

○森 一人議長 日程第7、嵐山町立小中学校再編調査特別委員会委員の選任についての件を議題といたします。

お諮りいたします。嵐山町立小中学校再編調査特別委員会委員の選任につきましては、委員会条例第7条第3項の規定により、

佐藤弘美議員	竹内隆哲議員
橋本将議員	宮本大裕議員
狩守勝義議員	小林智議員
藤野和美議員	吉本秀二議員
青柳賢治議員	畠山美幸議員
川口浩史議員	渋谷登美子議員

以上12名を指名したいと思っております。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○森 一人議長 ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました議員を嵐山町立小中学校再編調査特別委員会委員に選任することに決しました。

なお、委員長、副委員長互選のため、この際、暫時休憩いたします。

議場において委員会を開会いたしますので、よろしく願いいたします。

休 憩 午前10時40分

再 開 午前10時50分

○森 一人議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎嵐山町立小中学校再編調査特別委員会正副委員長の互選結果の報告

○森 一人議長 嵐山町立小中学校再編調査特別委員会の委員長及び副委員長が決まりましたので、報告いたします。

委員長 狛 守 勝 義 議員

副委員長 橋 本 将 議員

が互選されました。

◎嵐山町立小中学校再編調査特別委員会委員長就任の挨拶

○森 一人議長 この際、嵐山町立小中学校再編調査特別委員会委員長より就任のご挨拶をお願いいたします。

それでは、狛守勝義嵐山町立小中学校再編調査特別委員会委員長。

○狛守勝義嵐山町立小中学校再編調査特別委員長 先ほども申しましたが、この役目は非常に重要な役目だというふうに認識しております。そのために議会としてもしっかりと議論を重ねて、建設的な意見を提言できるように丁寧に進行していきたいと思っておりますので、皆様のご協力をよろしく願いいたします。

○森 一人議長 ありがとうございます。

以上で嵐山町立小中学校再編調査特別委員会委員の選任についての件を終わります。

◎日程の追加

○森 一人議長 ここで、日程の追加についてお諮りいたします。

閉会中の継続調査の申し出についての件につきまして、日程に追加し、議題といたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森 一人議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

◎閉会中の継続調査の申し出について

○森 一人議長 日程第8、閉会中の継続調査の申し出についての件を議題といたします。

お諮りいたします。お手元に配付のとおり、特定事件として調査することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森 一人議長 ご異議なしと認めます。

よって、特定事件として調査することに決しました。

◎閉会の宣告

○森 一人議長 これにて本議会に付議されました案件の審議は終了いたしました。

これをもちまして、第1回嵐山町議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(午前11時05分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員